

平成 15 年 5 月 22 日

各 位

会 社 名 日 本 油 脂 株 式 会 社  
代 表 者 代 表 取 締 役 社 長 中 嶋 洋 平  
(コード番号 4403 東証 1 部)  
問 い 合 せ 先 経 理 部 長 高 林 建 一  
(TEL.03 5424 6651)

## ストックオプション(新株予約権)に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、商法第 280 条ノ 20 及び第 280 条ノ 21 の規定に基づいて、ストックオプションとして新株予約権を発行することの承認を求める議案を、下記の通り平成 15 年 6 月 27 日開催予定の当社定時株主総会に提案することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社の業績向上に対する貢献意欲や士気をより一層高めるとともに、株主を重視した経営を一層推進することを目的とし、当社の取締役および使用人に対して以下の 2. に記載の発行要領に基づき新株予約権を発行するものであります。

#### 2. 新株予約権発行の要領

##### (1) 新株予約権の割当てを受ける者

当社の取締役および使用人

##### (2) 新株予約権の目的たる株式の種類および数

当社普通株式 600,000 株を上限とする。

ただし、下記(3)により、各新株予約権の目的たる株式の数が調整される場合には、調整後株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

##### (3) 発行する新株予約権の総数

600 個を上限とする。

なお、各新株予約権の目的たる株式の数は普通株式 1,000 株とする。  
ただし、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、各新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整されるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他

これらの場合に準じて各新株予約権の目的たる株式の数を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、各新株予約権の目的たる株式の数は適切に調整されるものとする。

なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

(4) 新株予約権の発行価額

無償とする。

(5) 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額

各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に各新株予約権の目的たる株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を発行する日(以下、「発行日」という。)の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下、「終値」という。)の平均値に1.03を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が発行日の終値(当該日に取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使、「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)施行前の商法に基づく転換社債の転換および「商法等の一部を改正する等の法律」(平成13年法律第79号)施行前の商法第210条ノ2の規定に基づき付与された株式譲渡請求権の行使の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式数から当社の保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その

他これらの場合に準じて行使価額を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

( 6 ) 新株予約権の権利行使期間

平成 1 7 年 8 月 1 日から平成 2 1 年 7 月 3 1 日まで

( 7 ) その他の新株予約権の行使の条件

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

その他の権利行使の条件は、当社取締役会において決定するものとする。

( 8 ) 新株予約権の消却事由および条件

当社は、いつでも、当社が取得し保有する未行使の新株予約権を、無償にて消却することができるものとする。

( 9 ) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには当社取締役会の承認を要するものとする。

以 上

(注)上記の内容については、平成 15 年 6 月 27 日開催予定の当社定時株主総会において本件議案が承認可決されることを条件といたします。